

# 別府市議会基本条例に基づく反問、反論及び文書質問に関する要綱

制定 平成28年3月31日

別府市議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第23号）第9条第5項の規定に基づき、反問、反論及び文書質問の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(反問)

第2条 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議員の質問等が終了し、市長等が答弁を始める前又は答弁を終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反問するための発言（以下「反問権の行使」という。）の許可を求め、その許可を受けてから行うものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反問権の行使の意思を示された場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員の質問の趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員の考え方を確認する場合

3 議長又は委員長は、反問権の行使に反すると認めるときは、注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(反論)

第3条 市長等は、議員の提案説明等が終了した後に挙手の上、議長又は委員長に反論するための発言（以下「反論権の行使」という。）の許可を求め、その許可を受けてから行うものとする。

2 議長又は委員長は、市長等から反論権の行使の意思を示された場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することを確認したときは、これを許可するものとする。

(1) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に対し趣旨又は根拠を確認する場合

(2) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正及び決議等

の政策提案に対し考え方を確認する場合

- (3) 市長等が議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に対し反対の意見又は建設的な意見を述べる場合

3 議長又は委員長は、反論権の行使に反すると認めるときは、注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(反問権の行使の時間)

第4条 議長又は委員長は、持ち時間制による質疑又は質問において、市長等が反問権の行使をした場合にあっては、議事進行に支障がない範囲内において、別に必要な時間を確保するものとする。

(文書質問)

第5条 文書質問の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 文書質問ができる期間は、会期中を除く期間とする。
- (2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問者は、文書質問書（以下「質問書」という。）にその主旨が理解できるよう具体的に記載し、議長に提出しなければならない。
- (3) 提出された質問書は、議長の承認を得て、議長から市長等に送付するものとする。
- (4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に通知するものとする。
- (5) 議長は、前号ただし書の規定による通知を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を通知するものとする。
- (6) 議長は、質問書に対する答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。
- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。
- (8) 質問書及びその答弁書の内容は、別府市議会公式ホームページで公開するものとする。
- (9) 議会は、文書質問に当たっては、緊急性等、直ちに必要な事項に限るものとし、市長等の職務に支障が生じると思われる場合は、議長においてその取扱いを調整するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別府市議会における反問、反論及び文書質問の運用指針

### 1 反問権又は反論権の行使について

(1) 反問権又は反論権を行使する場合の手順は、次のとおりとする。

ア 反問権又は反論権を行使する者は、挙手し、議長又は委員長（以下「議長等」という。）から指名を受ける。

イ 指名を受けた後、反問又は反論（以下「反問等」という。）により確認したい旨又は意見を述べたい旨の区分を議長等に告げ、許可を申し出る。

ウ 反問等の許可を得た後、議員又は委員（以下「議員等」という。）に質問若しくは提案に対する確認をし、又は提案に対する反対の意見若しくは建設的な意見を述べる。

エ 議員等は、反問等に対する回答をした後、反問等に対する回答の終了を表明する。

(2) 反問権又は反論権を行使できる者は、課長職以上とする。

### 2 反問等における質疑等の取扱いについて

(1) 本会議での質疑において、反問等に対する議員等の回答については、これを別府市議会会議規則（昭和46年別府市議会規則第1号）第56条に規定する質疑の回数に含めない。

(2) 本会議での質疑及び一般質問において、反問権の行使中は、これを質問時間に含めない。

### 3 文書質問の取扱いについて

(1) 文書質問に当たっては、その質問書の様式は定例会における一般質問通告書に準ずるものとする。ただし、主旨説明を必ず具体的に記述しなければならない。

【反問、反論の具体的な運用例】

議員 [質疑・質問]

市長 (挙手)

議長 (市長指名)

市長 ただいまの○番□□議員の質問について、  
(例1) 質問の趣旨(根拠)を確認するため、反問権の行使を許可願います。  
(例2) 議員の考え方を確認するため、反問権の行使を許可願います。  
ただいまの○番□□議員の提案について、  
(例3) 提案の趣旨(根拠)を確認するため反論権の行使を許可願います。  
(例4) 議員の考え方を確認するため、反論権の行使を許可願います。  
(例5) 反対の(建設的な)意見を述べるため、反論権の行使を許可願います。

議長 ただいまの反問権(反論権)の行使の要求については、これを許可します。  
事務局は、これより残時間(持ち時間)を停止してください。  
市長(要求者に対して指名を行う。この場合、挙手は不要とする。)

市長 ○番□□議員の△△については、××ということの趣旨(根拠又は考え方、反論にあつては反対又は建設的な意見を述べる。)でよろしいですか。

議長 ○番□□議員(指名)

議員 ただいまの市長からの反問(反論)について、お答えします。  
△△については、●●ということです。以上で、反問(反論)に対する回答といたします。

議長 反問(反論)に対する回答がなされましたが、市長、よろしいですか。

市長 (挙手)

議長 (市長指名)

市長 これで反問(反論)を終了いたします。

議長 以上で反問権(反論権)の行使を終了いたします。これより、質疑(一般質問)を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。  
○番□□議員(指名)